

# 上島町住宅用消火器購入等補助金

令和8年度も実施  
致します

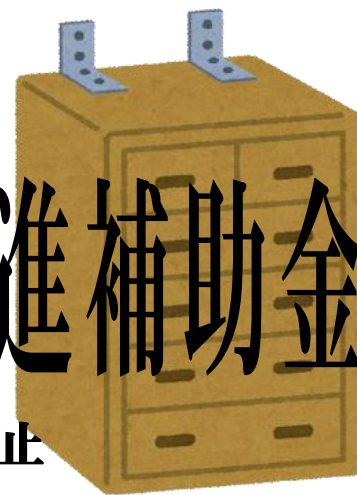
最大5,000円

住宅用消火器の購入及び購入に伴う処分に要する費用を補助します。

● 補助対象者	町内に住所を有する方
● 補助対象経費	受付期間内に、住宅用消火器の購入及び購入に伴う処分にかけた費用(送料は対象外)が対象で、1万円を限度額とします。
● 補助金額	①町内に住所を有する業者で購入等した場合 補助対象経費の <b>2分の1</b> (100円未満切捨) ②町外に住所を有する業者で購入等した場合 補助対象経費の <b>3分の1</b> (100円未満切捨) <b>※最大5,000円の補助金</b> (町内業者で10,000円の購入・処分をした場合) $10,000円(購入費等) \times 1/2 = 5,000円(補助金)$
● 受付期間	令和 8年 4月 1日(水) から 令和 9年 2月26日(金) まで
● 補助金交付申請に必要なもの	①上島町住宅用消火器購入等補助金交付申請書 兼請求書(様式第1号) 添付書類 領収書 ②町税等の滞納がない旨の申出書(様式第2号) ※申請書類は、消防防災課、各総合支所(住民課・町民生活課)にあります。
● 注意事項	先着順で、予算の範囲内で補助します。
● 問い合わせ先	上島町 消防防災課 (☎77-3166)

地震に対する備え

令和8年度も実施致します。



# 上島町家具転倒防止等推進補助金

住宅用家具転倒防止等の器具及びガラス飛散防止フィルムの購入設置に要する費用を補助します。

補助対象者	町内に住所を有する方
補助対象経費	受付期間内に、 <b>自宅の居住用スペース</b> に新品（未使用品）の <b>家具転倒防止器具等の設置</b> が完了したものの <b>購入費及び設置工事費</b> についての経費が対象で、2万円を限度額とします。 また、設置工事を行う場合、家具転倒防止器具等の購入と同一の業者で実施しなければなりません。 詳しくは、消防防災課にお問い合わせください。
補助金額	<b>①町内</b> に住所を有する業者で実施した場合 補助対象経費の <b>4分の3</b> （千円未満切捨） 補助対象経費 補助率 補助金額（町内業者） （例） 20,000円 × 3/4 = <b>15,000円</b> （最大） <b>②町外</b> に住所を有する業者で実施した場合 補助対象経費の <b>2分の1</b> （千円未満切捨） 補助対象経費 補助率 補助金額（町外業者） （例） 20,000円 × 1/2 = <b>10,000円</b> （最大）
申請回数	1世帯に対し1回（転居等で自宅が変わった場合、その限りではない）
受付期間	<b>令和8年4月1日(水)</b> から <b>令和9年2月26日(金)</b> まで
補助金交付申請に必要なもの	<b>①上島町家具転倒防止等推進補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）</b> 添付書類 領収書（原本）・金額の内訳が分かるものの写し 設置前後の写真 <b>②町税等の滞納がない旨の申出書</b> ※ 交付要綱、申請書類は、消防防災課、各総合支所（住民課・町民生活課）にあります。
注意事項	賃貸住宅等は、所有者の同意が必要です。 先着順で、予算の範囲内で補助します。
問い合わせ先	上島町 消防防災課（☎77-3166）